



  
広報

昭和63年

10月

# こうなん

No.192号

昭和63年10月10日

[10月1日現在人口]

男 5,466人 女 5,564人 計 11,030人  
世帯数 2,948

## — 中学校で運動会 —

9月29日(木)、雨で順延となっていた江南中学校の運動会が行われました。写真は、一年生による「因幡の白うさぎ」のレースです。このほかにも、曇り空をふきとばすような、中学生らしく、はつらつとした競技がくりひろげられました。

●発行所 埼玉県大里郡江南町役場 ●電話 0485 (36) 1521  
●発行人 江南町長 柴田忠雄

# あなたがひろげるきれいな選挙

## 町長選挙の投票日は 11月13日(日) 午前7時から午後6時まで

任期満了による江南町長選挙が、十一月八日(火)告示、十一月十三日(日)投票、即日開票の日程で行われます。

最も身近な生活につながる町政を担当する人を選ぶ大切な選挙です。明るく住みよい町を築くために一人ひとりが選挙と町の結びつきをよく考えて、正しい判断によって立派な代表者を選びましょう。

また、投票日に用事があつたり、他の事情で投票できない場合も、不在者投票の制度がありますので、あなたの貴重な一票を無駄にすることなく、公正で明るい選挙を実現するために、一人ひとり「きれいな選挙」を心がけましょう。

告示日……十一月八日(火)

投票日……十一月十三日(日)午前

七時から午後六時まで

開票日……即日開票午後七時から

開票所……江南町役場会議室

### 投票できるかた

日本国民で年齢満二十歳以上で江南町に引き続き三ヶ月以上住所があり、町の選挙人名簿に登録されているかた。

選挙時登録基準日……十一月七日(月)

選挙時登録日……十一月七日(月)

したがって、公職選挙法による選挙権の条件は

● 昭和四十三年十一月十四日以前に生まれたかたで

● 昭和六十三年八月八日以前から江南町に住んでいて

● 町の住民基本台帳に引き続き

記録されており、選挙人名簿に登録されているかた。  
▼転出すると投票できません。

町の選挙では、投票日の前日まであつても、江南町から他の市町村へ転出してしまうと投票はできません。

### 投票所

#### ● 町内の各投票所

| 投票区 | 投票所       |
|-----|-----------|
| 第1  | 農業総合センター  |
| 第2  | 江南北小学校体育館 |
| 第3  | 板井研修センター  |
| 第4  | 江南南小学校体育館 |
| 第5  | 江南町民体育館   |

投票所は、いままでどおり五カ所設置します。各投票区の投票所は図のとおりです。

### 投票入場券

投票入場券をよくご覧いただき、投票日には、入場券に記載されている投票所へ入場券を持参してください。

入場券を紛失した場合でも、投票日に投票所の受付に申し出れば投票できます。また、入場券が届かなかつた場合は、町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

### 投票上の注意

候補者の「氏名」は、漢字でもひらがなでもけっこうです。

しかし、投票用紙に余分なことを書いたり、投票用紙を破いたりすると、あなたの貴重な一票が無効となってしまいます。

### こんなときは

#### 不在者投票を

投票は、投票日に有権者が投票所に行つて、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。しかし、やむを得ない事情によつて、投票日に自分で投票できない場合の例外として不在者投票制度が設けられています。

● 選挙入(有権者)が、自分の投票区域外で職務に従事している場合(出張など)

● 選挙人が、やむを得ない用務や事故のため、町を離れて旅行中または滞在中の場合(新婚旅行など)

● 選挙人が、病氣、負傷、妊娠などのため、歩行が著しく困難な場合

期間 十一月八日(火)から十一月十二日(土)(投票日の前日)まで

時間 午前八時三十分から午後五時まで

場所 江南町役場内

持参するもの 入場券と印かん

### 郵便による

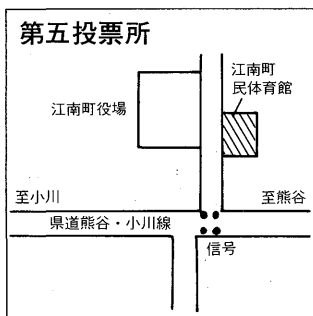
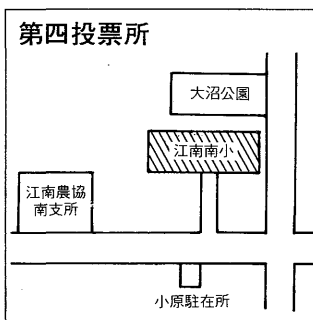
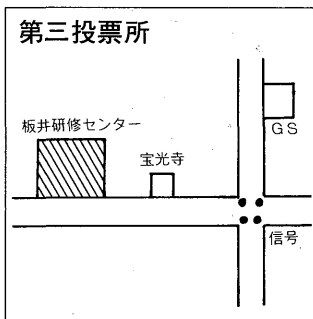
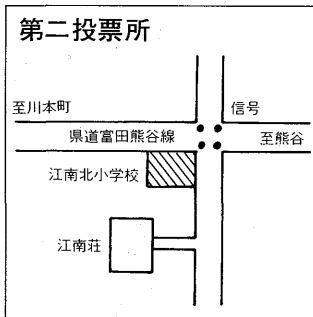
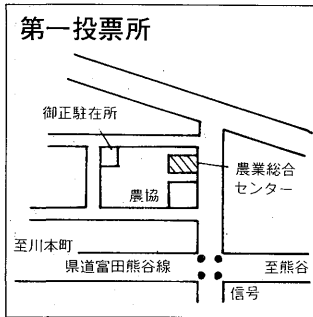
#### 不在者投票

身体に重度の障害のある人は、郵便によつて不在者投票をすることができます。

この在宅投票ができる人は、身体障害者手帳が交付されている人または、戦傷病者手帳を交付されている人で、表のように、その傷害の程度が一定の基準に当てはまる人に限ります。また、これらの障害の程度に該当することを県知事が証明した人です。

表 郵便投票できる障害者の程度

|                             |                          |                             |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|
|                             | 両下肢または、<br>体幹など<br>機能の障害 | 心臓・じん臓<br>または呼吸器など<br>の機能障害 |
| 身体障害者福祉<br>法による身体障<br>害者    | 1級または2級                  | 1級または3級                     |
| 戦傷病者特別援<br>護法による特別<br>身体障害者 | 特別項症から、<br>第2項症まで        | 特別項症から、<br>第3項症まで           |



なお、郵便で投票する場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求することになっています。

この制度は郵便によるため時間  
選管では、関係機関のご協力を得て、打合せ会を開催いたします。立候補予定者または、責任者のかた(二名以内)のご出席をお願いいたします。

有権者の家をたずねて投票を依頼したり、また投票をさせないよう依頼するような行為は「戸別

がいかなる名義であっても禁止さ

られています。たとえば、

がかりますので、告示前でも手続ができる部分もありますので、早めに選挙管理委員会へおたずねください。  
**選挙人名簿の縦覧**  
選挙時登録により登録されたかたの名簿の縦覧を次のとおり行います。  
縦覧期間 十一月八日(火)から十一月九日(水)まで  
縦覧場所 江南町役場

**立候補予定者 打合せ会**  
選挙運動のルールについてお知らせします。  
健康で明るい選挙は、民主的な町政を築く基となります。明るく正しい選挙をする上で守っていただきたい、選挙運動のルールについてお知らせします。  
《戸別訪問》  
有権者の家をたずねて投票を依頼したり、また投票をさせないよう依頼するような行為は「戸別

訪問」として禁止されています。  
《氣勢を張る行為》  
有権者の注目を集めるために自動車やバイクを走らせたり、隊列を組んで往來したり、また、サイレンを鳴らしたりするなど、選挙運動のための氣勢を張る行為は禁止されています。  
《署名運動》  
ある特定の候補者のために、投票依頼の署名を集めることはもちろん、〇〇さんに投票しないという趣旨の署名を集めることもできません。  
戸別訪問して署名を集めるのはもちろん、署名簿を回覧する場合は、街頭で行う場合、そのほか方法のいかんを問わず、選挙に関する署名は禁止されています。  
《飲食物の提供》  
特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義であっても禁止さ

れています。たとえば、  
①候補者が選挙運動員の慰労のために酒やビールを与えること  
②第三者が、いわゆる陣中見舞いとして候補者に酒や料理を提供すること  
などの飲食物の提供は、いつさい禁止されています。ですから、選挙事務所開きに、酒やビールなどを提供するのとは違反になります。  
ただ、普通のお茶や、お茶うけ程度の菓子を出すのは、この限りではありません。  
《連呼行為》  
選挙運動のために「〇〇党の△△氏に投票をお願いします」など、一定文句を連呼する行為は、原則として禁止されています。  
ただし、午前八時から午後八時までの間に選挙運動のために使用する自動車の上で行うことは認め

られています。たとえ

昭和六十二年年度決算報告

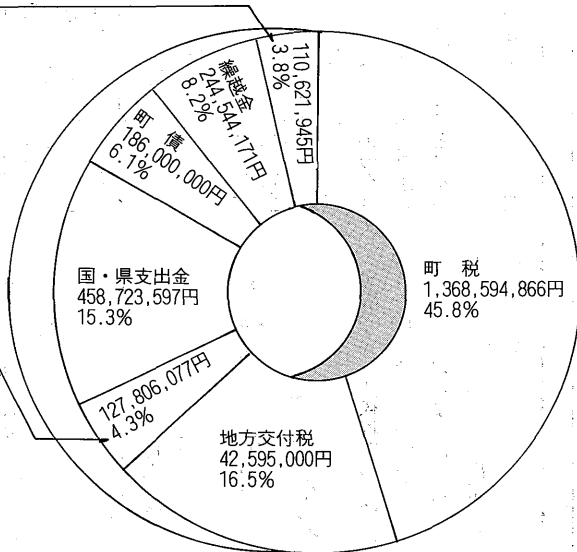
六十二年年度の町の台所は

一般会計は二億二千二百四十二万円の繰越額

入った金 29億8,588万5,656円

|          |                  |
|----------|------------------|
| 諸収入      | 53,111,987円 1.8% |
| 分担金及び負担金 | 23,210,530円 0.8% |
| 使用料及び手数料 | 16,614,010円 0.6% |
| 繰入金      | 737,013円         |
| 寄附金      | 300,000円         |

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 自動車取得税交付金   | 69,088,000円 2.3% |
| 地方譲与税       | 55,438,000円 1.9% |
| 交通安全対策特別交付金 | 2,936,000円 0.1%  |
| 娯楽施設利用税交付金  | 344,077円         |



決算のあらまし

昭和六十二年年度の一般会計、各特別会計の決算が第三回定例議会で認定されました。

このうち、一般会計については歳入二十九億八千五百八十八万五千六百五十六円、歳出二十七億六千三百四十六万三千八百二十九円で決算されました。

内訳はグラフのとおりですが、六十一年度と比べての伸び率は、娯楽施設利用税交付金が八倍強という高さになったのをはじめ、国庫支出金が一三八・六パーセント、町税の一五・四パーセント、繰越金五四・八パーセントの伸びを示し、全体としては、約四パーセントの伸びとなりました。

また歳出では、教育費が伸び、率で一三二・八パーセント、歳出全体に占める割合でも二〇・四パーセントとなっています。これは

管布設工事、県道工事に伴う配水管布設工事及び消防設備の拡充を図るための消火栓を3基設置しました。

なお、決算のあらましは、つぎのとおりです。

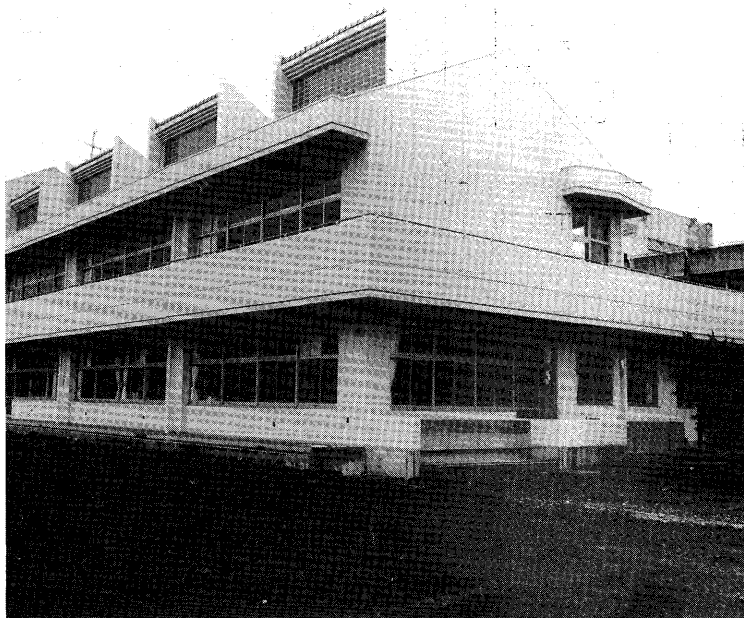
- 給水戸数…………… 2,800戸
- 給水人口…………… 10,583人
- 普及率…………… 97.9%
- 1日最大配水量…………… 6,643m<sup>3</sup>

収益的収入及び支出

- 収入
- 水道事業収益… 264,309,455円
- 支出
- 水道事業費…… 164,976,942円
- 差引当年度純利益 …… 99,332,513円

資本的収入及び支出

- 収入
- 資本的収入…………… 20,459,300円
- 支出
- 資本的支出…………… 127,884,131円
- 差引不足額…………… 107,424,831円



## 財政の豆知識

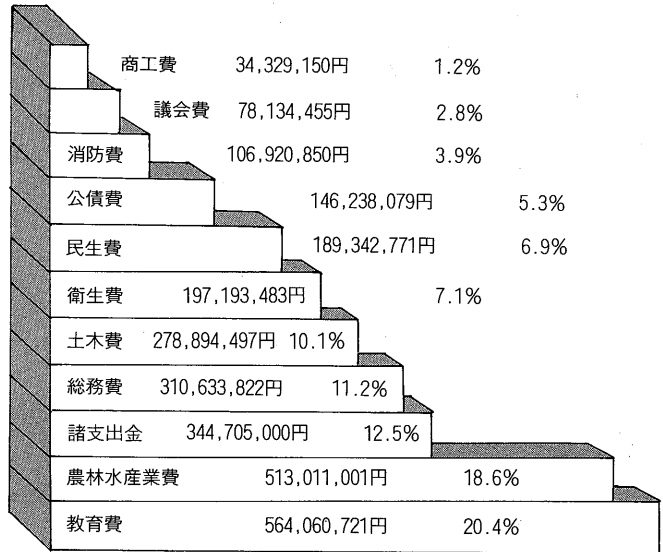
### ● 地方交付税

都道府県や市町村などの各自治体が、一定の行政水準のしごとが維持できるように、それぞれの財政状況に応じて、必要な財源を国が保障し、各自治体へおカネを配分する制度。

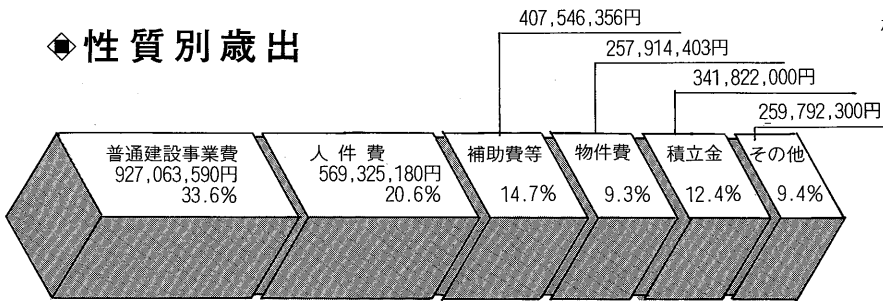
地方交付税の総額は、国税のなかの所得税、法人税、酒税の国税3税の32%が市町村の財政状況によって交付されます。

地方交付税は、国からわたされるおカネといっても、使いみちの定められた国庫支出金とは違い、各自治体独自の判断で自由に使えます。

使った金 27億6,346万3,829円



### ◆ 性質別歳出



南小学校校舎の増改築が行われたためです。  
その他では、商工費四六三・二パーセント、諸支出金一〇七六・五パーセント、総務費一一・二パーセント増となっており、歳出全体の伸びは五・二パーセントでした。

## 国 保

歳入総額 396,852,896円、歳出総額 304,639,663円 で歳入歳出差引92,213,233円は、翌年度へ繰越となりました。

内容についてみますと、歳入の国民健康保険税 181,559,990円 で一人当たり54,132円となり、歳出の保険給付費は、歳出総額の73.1パーセントを占めており、193,637,273円 で一人当たり58,628円、老人保健拠出金52,613,708円 で老人保健法の改正により拠出金の加入者按分率が改められたことにより、前年度拠出金の51パーセントとなり一人当たり 108,036 円の支出となりました。

◎一般状況 昭和63年3月末現在

- 総世帯数 2,853世帯
- 総人口 10,815人
- 国保加入世帯 1,267世帯
- 国保被保険者数 3,321人

## 特 別 会 計

### 老人保健

昭和62年度末の受給者数は786人です。

歳入総額 352,565,473円、歳出総額 341,926,803円 で歳入歳出差引10,638,670円は翌年度へ繰越となりました。

内容についてみますと、歳入の支払基金交付金 235,598,000円 で歳入全体の66.8パーセントを占めています。

歳出は、実際にお年寄りが医者にかかり、町が医療機関に支払った医療費は支給総額で331,954,701円となり、前年対比で9.3パーセント増となり、受給者1人当たり42,334円で前年対比で5.9パーセントの増となっております。

### 水道事業

昭和62年度の水道の使用量は、全体で昨年より8.7パーセント増の1,594,460立方メートルでした。

年々水の使用量は増加しており特に1月～3月まで降雨量が少なく各水源の水位が非常に低下し湯水に見舞われましたが、取水ポンプの調整と一部川本町より緊急連絡管により、分水を受け給水制限もなく通常の給水ができました。

新規加入は年々増加しており97戸(4.7%)増となりました。

#### (建設改良工事)

主な建設改良工事は、須賀広、塩、千代地内の配水管布設工事、集落排水工事に伴う配水管布設工事、区画整理事業区域内の配水管布設工事、川本町との緊急連絡

# フオト ニュース



## 青少年相談員のつどい

9月4日(日)、江南町運動公園で、「青少年相談員のつどい」が行われました。当日は、県下各地区で青少年活動のリーダーとして活躍している相談員のみなさんが、1,000人以上も集まり、若者らしい、楽しく明るい汗を流していました。

## 成人病予防食講習会

9月28日、保健センターで江南町食生活改善推進協議会が中心となり凍豆腐を利用した成人病予防食講習会が開かれました。

当日の献立は高野ピラフ、高野ボール、吉野煮のあっさりとした味は好評を得、凍豆腐を家でさっそく使ってみたいと参加した51名の主婦の皆さんは自分で作った料理に満足そうでした。



## 秋の行楽期における火災の被害を防止しましょう

秋の行楽シーズンの到来とともに家をあける機会が多くなります。家族ぐるみでの外出中に家が全焼する例もあります。

行楽となるついでに気がゆるみがちになりますので一層の注意が必要になります。お出かけ前には、つぎのことを守り火災予防と家族の安全を図りましょう。

- 老人、子ども、身体不自由な人、病人だけを残して外出はしない。
- ガス器具の元栓をしっかりと閉め、電気器具のコンセントは、はず

- 出かける前のたばこの一服は、火種の落下、置き忘れで火災になる事がよくありますので、外出の準備をしながらたばこを吸わないようにしましょう。
- ゴミや紙くずなどを放置しておくとはこの投げ捨てや、放火による火災のもとになりますので家のまわりは整理整頓して、戸締りも忘れずにしましょう。
- 隣近所に留守を連絡して出かけてみましょう。

## 麻薬・覚せい剤を追放しよう！

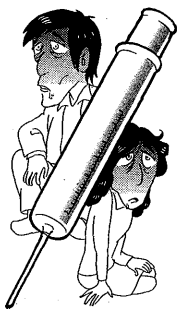
毎年、十・十一月の二カ月間、全国的に麻薬・覚せい剤撲滅運動が展開されています。

この運動は、麻薬・覚せい剤の恐ろしさを国民一人ひとりが正しく認識して、絶対に許さないという意識をもっていただくためのもです。

県では、本運動期間中、運動の柱として、十月二十日(日)に麻薬・覚せい剤撲滅国民運動埼玉大会をソニックシティ(大宮市桜木町一―四四二)で開催するほか、駅

頭で撲滅キャンペーンを展開します。

麻薬・覚せい剤でお困りのかたは、熊谷保健所(熊谷地方庁舎内) 二二―二八〇―内線二三三三、または、熊谷警察署二二―〇〇四二までご相談ください。



# —土地取引の前に 国土利用計画法に 基づく届出を—

## 監視区域の指定について

県では、昨年六月の国土利用計画法の改正により創設された監視区域制度を積極的に導入し、地価抑制に努めてまいりました。

この監視区域の指定により、関係地域の地価は沈静化し、一部では下落傾向も見られるようになりました。

一方、監視区域に指定されていない周辺地域においては、地価が上昇する傾向がみられ、また、秩父リゾート地域の重点整備地区に予定している地域については、地価上昇のおそれがあるため、新たに十市二十四町六村を監視区域に追加指定することになりました。

## 新たに監視区域に含まれる区域及び届出面積は

### 届出をしなければならぬ土地取引は

○次の市町村の区域のうち、都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域で三〇〇㎡以上

- 行田市、加須市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、蓮田市、幸手市、吹上町、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、大里村、江南町、妻沼町、岡部町、川本町、騎西町、南河原村、大利根町、宮代町、白岡町、葛蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、庄和町
- 次の市町村の区域のうち、総合保養地域整備法に規定する重点整備地区に予定している地域で二、〇〇〇㎡以上
- 秩父市、皆野町、長瀨町、吉田町、小鹿野町、東秩父村、両神村、大滝村、荒川村、寄居町

## 届出の時期は

届出は、契約の六週間前までにすることが必要です。

売買、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、予約完結権・買戻権等の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡及びこれらの取引の予約も、含みます。

個々の取引面積は小さくても、合計して一定面積以上になる一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届出が必要です。

## 届出の手続きは

届出書は、契約の六週間前までに提出することが必要です。

## 問合せ・相談窓口

- 届出を受けた市町村は、意見を添えて県へ進達します。県(土木事務所)は、取引価格や利用目的について審査をします。そして適正と認めるときは、届出日から六週間以内に勧告しない旨を通知します。
- また、不適正であると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、取引価格の変更等を勧告することがあります。この勧告に従わないときは、その内容を公表することになります。
- 熊谷土木事務所開発規制課 ☎二一〇〇三一
- 埼玉県住宅都市部土地行政課 土地規制係 ☎〇四八八―二四
- 一一二一一 内線三二五五
- 江南町役場企画課 ☎三六一―一五二 内線二二二一

## 保健婦だより

いよいよ江南町でもがん検診が始まりました。10月3日からの胃がん、14日・24日の子宮がんについて、11月1日には乳がん検診が行われます。

今回は、近年急激に死亡者数の増加している乳がんについてお話いたします。

乳がんは、従来欧米に多く日本では少なかったのですが、戦後、食生活の欧米化(高たんぱく、高脂肪など)がすすんで、乳がんの死亡は急激に増加し、西暦2000年には女性のがん死亡の第1位を占めると考えられています。

さいわい、乳がんはほかの臓器のがんと違ってからだの表面近くに出来るがんであるため、気をつけていれば自分自身で発見出来る唯一のがんと言えます。それには、定期的に自己検診を行なって自分の乳房の感じを覚えておくこと、異常のある場合にいち早く発見できることとなります。

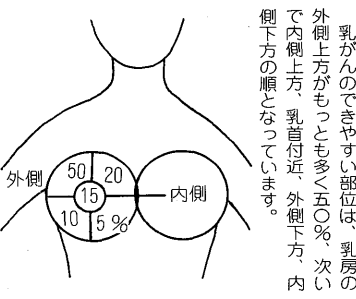
35歳を過ぎましたら、年1回の定期検診及び自己検診を習慣化し、乳がんから身を守りましょう！ところで、検診を受け「精密検査」と言われますと、すぐに「がん」ではないかと心配になります。大部分は異常がないか、またはがん以外の病気(乳腺症、繊維腺腫など)ですので、ためらわずに精密検査を受けてください。

なお、保健センターでは、乳がん触診モデル、自己検診用パンフレットなど用意してありますので、お気軽にお立ち寄りください。

## 自己検診のポイント

- 日を決めて定期的におこなう。
- 生理が終わってから、1週間前後が適当
- 閉経後の人は、毎月、日を決めて
- 触診は、三本の指の腹で、胸壁に向い少し押すようにする。
- 乳がん発生率の高い部位を重点的に調べる。

## 乳がんのできる場所



## ぼしゅう

### 昭和63年度 後期スクール生募集

勤労青年の愛好する芸術、文化、スポーツなどの活動をととして、スポーツを高め、地域の青年や外国青年との交流を進めながら、協同・友愛の精神や国際感覚を養うとともに生涯学習を助長し、健全な青少年集団の育成を図る。

#### ■場 所

埼玉県立深谷青年の家

#### ■開催期日及び研修期間

昭和63年10月18日(火)から昭和64年3月10日(金)までの決められた週の火・水・金曜日の午後7時から午後9時まで。全日程15回(火曜コース)

| スクール名   | 定員 | 研 修 内 容        |
|---------|----|----------------|
| 英 会 話   | 20 | 基礎的な英会話の学習     |
| ペ ン 習 字 | 22 | ペン字・硬筆の基礎・基本練習 |
| 陶 芸     | 20 | 湯のみ・花瓶・皿の製作    |
| バトミントン  | 34 | バトミントンの基礎・基本技  |

#### (水曜コース)

| スクール名 | 定員 | 研 修 内 容         |
|-------|----|-----------------|
| 手 話   | 20 | 基礎的な手話の学習       |
| 着 っ け | 15 | 着つけの基本の習得       |
| 調 理   | 24 | 和・洋・中華料理の基礎的なもの |
| 社交ダンス | 40 | マンボ・ブルースなどの基本   |

#### (金曜コース)

| スクール名 | 定員 | 研 修 内 容       |
|-------|----|---------------|
| 手 編 み | 15 | 基礎的な技術の習得     |
| 茶 道   | 20 | 基礎的なお手前の習得    |
| 写 真   | 15 | 撮影・現像・引き伸しの基本 |

\*バトミントン・社交ダンスは、男・女半々。

#### ■対 象

県内在住・在勤の15歳～30歳までの勤労青少年

#### ■費 用

受講料は無料。材料費は受益者負担、申し込みと同時に納入。

#### ■受付期間

昭和63年10月8日(土)午後6時～10月16日(日)午後5時

○火曜日～土曜日

午前9時～午後9時まで

○日曜日は午前9時～午後5時まで

○10月10日、11日は受付しません。

#### ■申し込み方法

○先着順・定員になり次第締切

○深谷青年の家備えつけの申込書で直接本人が申し込み。

#### ■問 合 せ

埼玉県立深谷青年の家  
〒336 深谷市仲町20-2  
☎71-7548

## もよおし

'88さいたまシルクフェア

—花・織・染—今、シルクの時代

#### ■日 時

11月17日(木)～21日(月) 平日：10時～18時 土・日：10時～18時30分

#### ■場 所

熊谷市八木橋百貨店 6階催事場  
8階県民ミニギャラリー

#### ■内 容

◎新しいシルク製品、県産シルク製品の展示 ◎シルクフロアショー ◎シルク実演講習会

#### ■入場料

無料

#### ■問合せ

埼玉県農林部蚕糸特産課  
☎0488-22-2095

#### 63文化庁移動芸術祭新劇公演

### 文学座 近松女敵討

#### ■日 時

11月7日(月) 開演午後6時30分

#### ■場 所

埼玉県熊谷会館

#### ■演 目

近松女敵討

#### ■入場料

S席 2,900円 A席 1,500円

#### ■出演者

杉村春子 大出 俊など

#### ■前売所

八木橋百貨店、タニタ楽器店、ニッソーモール、埼玉会館など

#### ■問合せ

埼玉県熊谷会館  
☎23-2535

### 東京電力 第6回 文化講演会

#### ■日 時

10月18日(火) 開場午後1時  
開演午後1時30分

#### ■場 所

熊谷市文化センター

#### ■講 師

阿刀田 高(あとうだたかし)

#### ■テーマ

「書くこと、考えること。」

## そうだん

|       |      |      |      |      |     |  |
|-------|------|------|------|------|-----|--|
| 塩     | 小江川  | 野    | 須賀   | 押    | 上新田 |  |
| 瀬戸島恵世 | 宮 福田 | 宅 原  | 石 岡  | 新 井  | 友 也 |  |
| 長 女   | 恵 太  | 奈 々  | 望    | 長 男  |     |  |
| (光彦)  | 長 男  | 長 女  | 三 女  | (修司) |     |  |
|       | (敬)  | (稔宏) | (盛勝) |      |     |  |
|       |      | (知克) | (克巳) |      |     |  |

お誕生おめでとう

(敬 称 略)  
(内保護者)

(八月 中 届 出)

### 行政・心配ごと相談

日常生活での困りごとや行政への不満などのあるかた、毎月第4火曜日にご相談に応じています。

どうぞ、お気軽にお出かけください。なお今月は弁護士が来庁の予定です。

#### ■日 時

10月25日(火)午前9時半～正午まで

#### ■場 所

江南町母子センター

### 教 育 相 談

教育委員会では、毎週火曜日(祝祭日はのぞく)午後1時より3時までの間、教育相談をお受けしています。

お子さんの教育上のことでお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

☎36-5468(直通)

36-1521(内線237)

## そ の 他

### 『かかし』コンクール に出品してみませんか

#### ■日 時

11月14日(県民の日)から23日(日)

#### ■場 所

埼玉県農林公園 野菜園

#### ■出品規定

①種類 (1)小・中学年の部  
(2)一般の部

②出品申込11月12日(土)『かかし』

といっしょに会場へ申し込む

③出品物の搬入、搬出

(1)搬出 11月12日(土)

午前9時～午後4時まで

(2)搬出 会期終了後

から27日まで

#### ■審査日

11月14日(月) 午前10時から

#### ■表彰式

11月20日(日) 午後1時

#### ■問合せ

埼玉県農林公園管理事務所  
大里郡川本町本田5768-1

☎83-2301